

北海道師範塾 塾頭通信

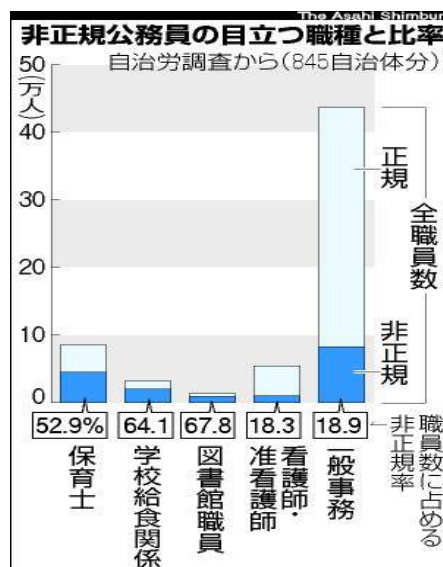
「教師の道」

第 448 号 平成 24 年 12 月 4 日

非正規公務員

地方自治体の公務員で組織されている労働組合「自治労」は、自治体で働く職員の内非正規職員が3分に1を超えたという調査結果を明らかにしています（10月30日付朝日新聞から。）

この調査は、自治労が全国の自治体の47.2%にあたる845の自治体の6月1日時点での状況を集約したもので、それによると、警察や消防、教員などを除く臨時・非常勤職員の数は約31万人、正規職員は約62万人であり、全体に対する非正規率は33.1%と3割を超えた事を明らかにしています。



上記の表（朝日新聞から転載しました。）は、非正規職員の状況を職種別に見たものですが、これを見ると保育士や学校給食関係、図書館職員に集中して多い事が見て取れます。

また、自治労は、調査結果を全自治体に置き換えると、全国の非正規公務員は約70万人になると推計しています。前回（2008年）行った同様の調査では、非正規率は27.6%、非正規公務員は約60万人と推計していたので、この4年間で10万人もの非正規職員が増えた事になります。

その背景には、地方財政が厳しい中、行政改革の一環として新規採用が抑制される等して正規職員の削減が進む一方、その穴を非正規職員が埋めているといった事

情が考えられます。

各自治体では緊急の場合や臨時の必要に応じて、臨時職員や非常勤職員を雇用することが出来ますが、一口に臨時職員、非常勤職員といっても、その任用形態には一定の違いがあります。

まず、臨時職員の場合は、雇用期間は6ヶ月以内で、更新は出来ますが12ヶ月が限度とされています。勤務時間は、正規職員と同じという場合が多いと思われます。一方、非常勤職員は、雇用期間は1年以内とされていますが、長期にわたって更新されている職員が少なくありません。なお、勤務時間は正規職員の4分の3を限度とされていますので、それを超えて勤務させることは出来ません。

この様に、臨時職員と非常勤職員は制度的に異なりますが、共通している事は給与が正規職員と比べると低く抑えられており、身分の取り扱いも非常に不安定であるという事でしょう。

こうした非正規雇用の問題は、自治体固有の問題ではありません。今や、日本国中いたる所で非正規の職員が働いていますが、彼らの多くは、低賃金や不安定な身分の為に、結婚したくても出来ない等将来への希望を見出せずにいます。

勿論、非正規雇用が全て問題であるとは思っておりません。仕事量が季節によって変動する場合や仕事が臨時的であったり、フルタイムを必要としない場合も当然ありますので、こうした場合には臨時・非常勤の職員を充てて調整する事は当然の事です。

しかし、実態を見ると、非正規職員でありながら仕事の内容が正規職員とほとんど変わらないケースや臨時・非常勤でありながら繰り返し雇用が更新され、不安定な身分のまま相当長期に及んでいるケース等があり、自治体が、行革の名の下に非正規雇用を活用しているとの批判を生む要因になっています。

今年の8月労働契約法が改正されていますが、これを契機に、将来の日本を支える若い人々が安心して働けるような労働環境を整備するためにも、官民挙げて非正規雇用が抱えている様々な課題の克服に、積極的に取り組んでいただきたいと思います。(塾頭：吉田 洋一)